

盛土条例許可取得者及び届出提出者の皆さまへ

令和8年10月1日から
旧盛土条例の計画変更の取扱いが改正されます

- ・ 盛土規制法の運用開始から1年以上が経過したことに伴い、旧盛土条例の計画変更の取扱いが改正されます。
(図-I 参照)
- ・ 旧盛土条例に基づく計画変更の取扱いにつきましては、**令和8年10月1日以降に行われる申請**に適用されます。

旧盛土条例により許可を受けた盛土案件に係わる計画変更の取扱いについて

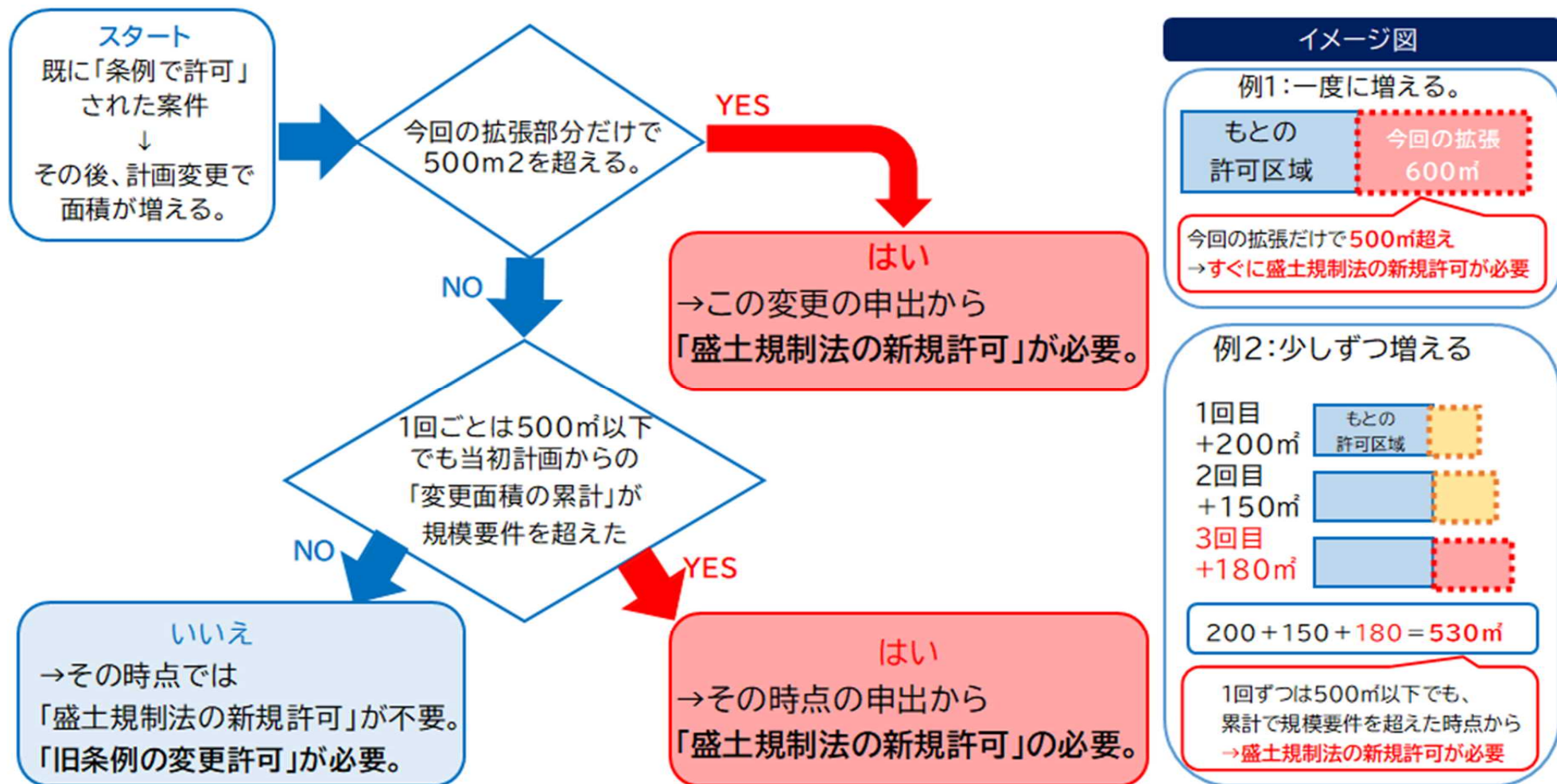


図-I